

○小牧市食育推進会議条例

平成 29 年 3 月 28 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市食育推進会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に規定する食育推進計画を作成し、及び当該計画を推進するため、小牧市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 21 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、地域活性化営業部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年小牧市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略